別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画

事項	記入欄	備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更	
フリガナ 設置者	ｺｸﾘﾂﾀﾞｲｶﾞｸﾎｳｼﾞﾝｼｶﾞｲｶﾀﾞｲｶﾞｸ 国立大学法人滋賀医科大学	
フリガナ 大学の名称	ｼｶﾞｲｶﾀﾞｲｶﾞｸ 滋賀医科大学（Shiga University of Medical Science）	
大学本部の位置	滋賀県大津市瀬田月輪町	
大学の目的	滋賀医科大学は，地域に支えられ，地域に貢献し，世界に羽ばたく大学として，医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する	
新設学部等の目的	「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」及び「令和９年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」に基づき、地域の医師確保等の観点から、令和９年度に一般（滋賀県地域枠）５名の医学部臨時定員増を実施するもの。	

新設学部等の概要

新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	年	人	年次 人	人			年　月 第　年次	
医学部								滋賀県大津市瀬田月輪町
医学科	6	95 (90)	2年次 15	620 (615)	学士（医学） (Bachelor of Medicine)	医学関係	令和9年4月 第1年次	
看護学科	4	60	－	240	学士（看護学） (Bachelor of Nursing)	保健衛生学関係 （看護学関係）	平成6年4月	
計		155 (150)	2年次 15	860 (855)				

医学部医学科の今回の５名の入学定員の増員は、令和９年度のみの臨時定員増である。
また、医学部医学科の令和８年度における収容定員は645人である。

（人）	入学定員	編入学定員	収容定員
令和８年度	95	15	645
令和９年度	95	15	645
令和10年度	90	15	640
令和11年度	90	15	635
令和12年度	90	15	630
令和13年度	90	15	625
令和14年度	90	15	620
令和15年度	90	15	615

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	該当なし

教育課程

新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数
	講義	演習	実験・実習	計	
－	－科目	－科目	－科目	－科目	－単位

分設新

学部等の名称	基幹教員 教授	准教授	講師	助教	計	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	人	人	人	人	人	人	人	
医学部　医学科	49 (49)	40 (40)	37 (37)	26 (26)	152 (152)	1 (1)	405 (405)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	49 (49)	40 (40)	37 (37)	26 (26)	152 (152)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　105人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）	49 (49)	40 (40)	37 (37)	26 (26)	152 (152)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	49 (49)	40 (40)	37 (37)	26 (26)	152 (152)			
医学部　看護学科	10 (10)	5 (5)	2 (2)	5 (5)	22 (22)	5 (5)	49 (49)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	10 (10)	5 (5)	2 (2)	5 (5)	22 (22)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　9人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）	10 (10)	5 (5)	2 (2)	5 (5)	22 (22)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	10 (10)	5 (5)	2 (2)	5 (5)	22 (22)			
計	59 (59)	45 (45)	39 (39)	31 (31)	174 (174)	6 (6)	－ (－)	

既設分	なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	小計（ａ～ｂ）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	計（ａ～ｄ）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計		()	()	()	()	()	()	— (—)

職種	専属	その他	計
事務職員	人 212 (212)	人 255 (255)	人 467 (467)
技術職員	966 (966)	141 (141)	1107 (1107)
図書館職員	5 (5)	1 (1)	6 (6)
その他の職員	2 (2)	73 (73)	75 (75)
指導補助者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	1185 1185	470 470	1655 (1655)

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎敷地	229,526㎡	0㎡	0㎡	229,526㎡
	その他	3,492㎡	0㎡	0㎡	3,492㎡
	合計	233,018㎡	0㎡	0㎡	233,018㎡

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	33,916㎡ (33,916㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	33,916㎡ (33,916㎡)

教室・教員研究室	教室	28室	教員研究室	202室	大学全体

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	
	大学全体	249,502〔132,417〕 (249,502〔132,417〕)	76,551〔65,727〕 (76,551〔65,727〕)	9,962〔7,689〕 (9,962〔7,689〕)	7,635〔6,394〕 (7,635〔6,394〕)	8 (8)	719 (719)	学部単位で特定不能なため，大学全体の数
	計	249,502〔132,417〕 (249,502〔132,417〕)	76,551〔65,727〕 (76,551〔65,727〕)	9,962〔7,689〕 (9,962〔7,689〕)	7,635〔6,394〕 (7,635〔6,394〕)	8 (8)	719 (719)	

スポーツ施設等	スポーツ施設	講堂	厚生補導施設	
	4,319㎡	0㎡	4,332㎡	大学全体

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
	経費の見積り 教員１人当り研究費等		—	—	—	—	—	—	
	経費の見積り 共同研究費等		—	—	—	—	—	—	
	経費の見積り 図書購入費	—	—	—	—	—	—	—	国費（運営費交付金）による
	経費の見積り 設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生１人当り納付金		第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
			— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	学生納付金以外の維持方法の概要	—							

既設大学等の状況

大学等の名称	滋賀医科大学							
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	年	人	年次人	人		倍		
医学部			2年次					滋賀県大津市瀬田月輪町
医学科	6	95	15	645	学士（医学）	1.02 《1.00》	昭和49年度	
看護学科	4	60	－	240	学士（看護学）	1.02 《1.00》	平成6年度	
医学系研究科								
医学専攻博士課程	4	28	－	112	博士（医学）	1.54	昭和56年度	
滋賀医科大学・マレーシア国民大学国際連携エイジングサイエンス専攻博士課程	4	2	－	2	博士（医学）	1.00	令和7年度	
看護学専攻博士前期課程	2	16	－	32	修士（看護学）	1.12	平成10年度	
看護学専攻博士後期課程	3	3	－	9	博士（看護学）	1.11	令和6年度	

附属施設の概要

名　称：医学部附属病院
目　的：患者の健康の回復及びその維持増進を図るため，総合的な診療を行い，もって医学の教育及び研究に資することを目的とする。
所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町
設置年月：昭和５３年４月
規模等：所在地構内、建物：76,823㎡

名　称：附属図書館
目　的：教育・研究に必要な図書雑誌並びに情報に関する資料を収集管理し，職員並びに学生の利用に供することを目的とする。
所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町
設置年月：昭和５４年４月
規模等：所在地構内、建物：1,867㎡

名　称：動物生命科学研究センター
目　的：学内教育研究施設として，医学に関する実験動物の飼育管理，系統維持，開発及び実験研究等を行うとともに，共同研究の促進を図り，もって医学教育及び研究の向上発展に資することを目的とする。
所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町
設置年月：昭和５３年６月
規模等：所在地構内、建物：6,782㎡

名　称：実験実習支援センター
目　的：学内教育研究施設として，医学の教育，研究に必要な設備，機器を総合的に管理することにより，共同研究の効率化を図り，もって本学における医学の教育及び研究の向上，発展に資することを目的とする。
所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町
設置年月：昭和５７年４月
規模等：所在地構内、建物：3,983㎡

名　称：神経難病研究センター
目　的：学内教育研究施設として，先端技術を開発応用する学術研究体制を基に国際共同研究を推進し，認知症をはじめとする神経難病の病因・病態解明及び診断・治療法の開発とその臨床応用研究を推進することにより，神経難病の克服等に資することを目的とする。
所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町
設置年月：平成４年７月
規模等：所在地構内、建物：549㎡

名　称：ＮＣＤ疫学研究センター
目　的：わが国の中心的拠点として生活習慣病・認知症等の非感染性疾患　（ＮＣＤ）に関する最先端の疫学研究を推進し，もって医学及び公衆衛生の発展に資することを目的とする。
所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町
設置年月：平成２５年４月
規模等：所在地構内、建物：1,358㎡

国立大学法人滋賀医科大学　設置認可等に関わる組織の移行表

令和9年度 （医学部定員増をしなかった場合）	入学定員	編入学定員	収容定員	令和9年度 （医学部定員増をした場合）	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
滋賀医科大学				滋賀医科大学				
医学部		2年次		医学部		2年次		
医学科	90	15	615	医学科	95	15	620	臨時定員増5
看護学科	60	－	240	看護学科	60	－	240	
		2年次				2年次		
計	150	15	855	計	155	15	860	
滋賀医科大学大学院				滋賀医科大学大学院				
医学系研究科				医学系研究科				
医学専攻（4年制D）	28	－	112	医学専攻（4年制D）	28	－	112	
滋賀医科大学・マレーシア国民大学国際連携エイジングサイエンス専攻（4年制D）	2	－	8	滋賀医科大学・マレーシア国民大学国際連携エイジングサイエンス専攻（4年制D）	2	－	8	
看護学専攻（M）	16	－	32	看護学専攻（M）	16	－	32	
看護学専攻（D）	3	－	9	看護学専攻（D）	3	－	9	
計	49	－	161	計	49	－	161	

校地校舎の図面

（１）都道府県内における位置関係





【本学までの交通案内】

電車をご利用の場合

JR 東海道本線（琵琶湖線）瀬田駅南口から大学病院行バスに乗車し、バス停「医大西門」下車

※JR 瀬田駅には新快速電車は停車しませんので、快速又は各駅停車をご利用ください。

車をご利用の場合

新名神草津田上インターチェンジから約 5 分

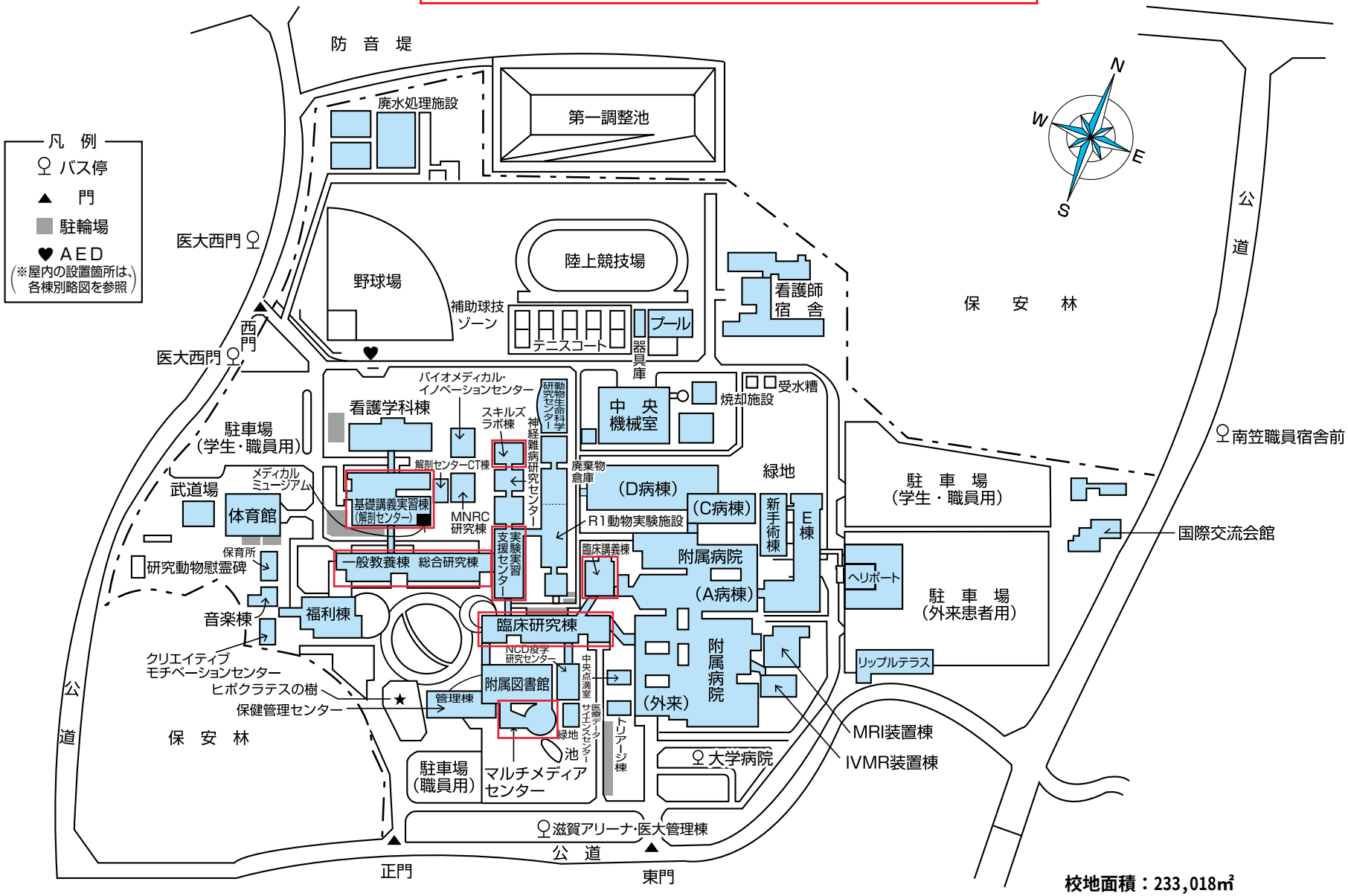
来学の際はできるだけ公共交通機関を利用してください。

（２）最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間



（3）校舎、運動場等の配置図

赤囲み：定員変更を行う学科（医学科）の使用建物



校地面積：233,018㎡

非区域区図

国立大学法人滋賀医科大学学則

平成16年４月１日制定
令和　年　月　日改正

第１章　総　　則

（理念）

第１条　滋賀医科大学（以下「本学」という。）は，地域に支えられ，地域に貢献し，世界に羽ばたく大学として，医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とする。

（使命）

第１条の２　本学の使命は，次の各号に掲げるものとする。

⑴　豊かな教養，確かな倫理観，高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成すること。

⑵　研究倫理と独創性を有する研究者を養成し，特色ある研究を世界に発信すること。

⑶　信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し，社会に貢献すること。

（自己評価等）

第２条　本学は，その教育研究水準の向上を図り，前２条の理念及び使命を達成するため，本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

２　点検及び評価に関し必要な事項は，別に定める。

（学部の組織及び学生定員）

第３条　本学に医学部を置く。

２　医学部に関する校務は、学長がつかさどる。

３　医学部に置く学科及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

⑴　医学科は，幅広い教養と医学に関する専門的な知識・技能を備え，医の倫理に徹し，かつ旺盛な探究心を持った医師及び医学研究者を育成し，もって医学の進歩，発展に寄与し，併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。

⑵　看護学科は，幅広い教養と倫理観に基づいた高い専門知識と技術を有し，広く健康生活を支援できる看護職者及び看護学研究者を育成し，もって看護学の進歩，発展に寄与し，併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。

４　各学科に置く講座の名称は，別表のとおりとする。

５　国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第17条第１項に掲げる教員は，教授，准教授，講師，助教及び助手とする。

６　医学部医学科においては，収容定員615名，入学定員90名，第２年次編入学定員15名とし，医学部看護学科においては，収容定員240名，入学定員60名とする。

７　医学科に医学科長，看護学科に看護学科長を置き，各学科の運営を統括する。
８　医学科長は，次の各号に掲げる職務を行う。
⑴　医学科の運営に関する校務を整理し，連絡調整をすること。
⑵　教授会を召集し，議長となること。
⑶　その他医学科の運営に関し，医学科長が必要と認めること。
９　看護学科長は，次の各号に掲げる職務を行う。
⑴　看護学科の運営に関する校務を整理し，連絡調整をすること。
⑵　看護学科会議を召集し，議長となること。
⑶　その他看護学科の運営に関し，看護学科長が必要と認めること。

（大学院）

第４条　本学に大学院を置く。
２　大学院学則は，別に定める。

（教授会）

第５条　本学医学部に，教授会を置く。
２　教授会に関し必要な事項は，別に定める。

（寄附講座）

第６条　本学に，寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。
２　寄附講座等に関し必要な事項は，別に定める。

（共同研究講座）

第６条の２　本学に，共同研究講座を設置することができる。
２　共同研究講座に関し必要な事項は，別に定める。

第２章　附属施設

（附属図書館）

第７条　本学に附属図書館を置く。
２　附属図書館に関し必要な事項は，別に定める。

（保健管理センター）

第８条　本学に保健管理センターを置く。
２　保健管理センターに関し必要な事項は，別に定める。

（学内教育研究施設）

第９条　本学に，学内教育研究施設として次のセンターを置く。
⑴　神経難病研究センター
⑵　動物生命科学研究センター
⑶　ＮＣＤ疫学研究センター
⑷　先端がん研究センター

⑸　創発的研究センター
⑹　医療データサイエンスセンター
⑺　実験実習支援センター
⑻　医学・看護学教育センター
⑼　解剖センター
⑽　マルチメディアセンター
⑾　アドミッションセンター

２　各センターに関し必要な事項は，別に定める。

（医学部附属病院）

第10条　医学部に，学部附属の教育研究診療施設として附属病院を置く。

２　附属病院に関し必要な事項は，別に定める。

第３章　学年，学期及び休業日

（学年）

第11条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終る。

（学期）

第12条　学期は，次の２期とする。

前期　４月１日から９月30日まで
後期　10月１日から翌年３月31日まで

２　各学期の授業実施日等は，別に定める。

（休業日）

第13条　学年中の定期休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
本学創立記念日　10月１日
別に定める春季休業，夏季休業及び冬季休業

２　前項の規程にかかわらず，教育上必要があるときは，変更するときがある。

３　臨時休業は，学長がそのつど定める。

第４章　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第14条　医学部医学科の修業年限は，６年とする。

２　医学部看護学科の修業年限は，４年とする。

（在学年限）

第15条　医学部医学科の在学は，12年（第２年次編入学者にあっては，10年）を超えることができない。ただし，第１年次及び第２年次，第３年次及び第４年次並びに第５年次

及び第６年次の各２学年において在学できる年限は，それぞれ４年（第２年次編入学者にあっては，第２年次から第４年次までの３学年において在学できる年限は，６年）を超えることができない。

２　医学部看護学科の在学は，８年を超えることができない。ただし，第１年次及び第２年次並びに第３年次及び第４年次の各２学年において在学できる年限は，それぞれ４年を超えることができない。

第５章　入学及び進級

（入学，進級の時期）

第16条　入学の時期は，学年の始めとする。

２　進級の時期は，学年の始めとする。

（入学資格）

第17条　本学に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

⑶　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑸　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑹　文部科学大臣の指定した者

⑺　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学検定資格に合格した者を含む。）

⑻　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達した者

（入学の出願）

第18条　本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は，入学願書その他所定の書類に所定の検定料を添えて，学長に願い出なければならない。

２　検定料の免除の所定の申請書を受理された者については，前項の適用について，検定料を納付したものとみなす。

（入学者の選考）

第19条　学長は，入学志願者に対して，別に定めるところにより，選考を行う。

２　学長は，教授会の議を経て，合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第20条　前条の選考に合格した者は，本学が指定する日までに所定の書類を学長に提出し，かつ，所定の入学料を納付しなければならない。

２　学長は，前項の手続を終えた者に入学を許可する。

３　入学料の減免又は徴収猶予の申請書を受理された者については，前項の適用について，入学料を納付したものとみなす。

（医学科の編入学，再入学，転入学等）

第21条　医学部医学科において，次の各号に掲げる者で，かつ，入学を志願する者は，選考のうえ，定員の範囲内で第２年次への入学を許可する。

⑴　大学（外国の４年制以上の大学を含む。）を卒業した者。ただし，医学部医学科の卒業者及び在学者を除く。

⑵　大学院(外国の大学院を含む。)の修士課程又は博士課程を修了した者

⑶　学校教育法第104条第４項の規定により，学士の学位を授与された者

第22条　医学部医学科において欠員のある場合，次の各号に掲げる者で，かつ，入学を志願する者は，選考のうえ，相当年次に入学を許可することがある。

⑴　本学医学部医学科を中途退学した者

⑵　他の大学の医学進学課程を修了した者

⑶　他の大学の医学部医学科に在学する者又は中途退学した者

（看護学科の編入学，再入学，転入学）

第23条　削除

第24条　医学部看護学科において欠員のある場合，次の各号に掲げる者で，かつ，入学を志願する者は，選考のうえ，相当年次に入学を許可することがある。

⑴　本学医学部看護学科を中途退学した者

⑵　他の大学の看護系の学科に在学する者又は中途退学した者

⑶　短期大学の看護学科を卒業した者

⑷　学校教育法第132条に定める者で専修学校の看護系専門課程を修了した者

⑸　学校教育法第58条の２に定める者で高等学校の看護系専攻科の課程を修了した者

２　前項第１号に掲げる者のうち，本学の看護学科に３年以上在学し，早期に本学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程へ進学し，課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は，欠員の有無にかかわらず，選考のうえ，相当の年次に入学を許可することがある。

（編入学者等の取扱い）

第25条　前４条の規定により，編入学等を志願する者及び入学を許可された者については，第18条から第20条の規程を準用する。

第６章　教育課程

（教育課程の編成方針）

第26条　教育課程は，次の各号に掲げる編成方針に基づき，教授会の議を経て，学長が編成する。

⑴　医学科及び看護学科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し，体系的に編成するものとする。

⑵　医学科及び看護学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（教育課程の編成方法）

第27条　教育課程は，各授業科目を必修科目，選択科目，自由科目に分け，これを各年次に配当して編成するものとする。

２　医学科の授業科目は，別に定める区分に基づいて，編成するものとする。

３　看護学科の授業科目は，別に定める区分に基づいて，編成するものとする。

４　前２項の各授業科目の名称，単位数，配当年次等については，別に定める。

（単位の計算方法）

第28条　授業科目の単位数は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位として単位を計算するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して別に単位数を定める。

第29条　削除

（１年間の授業期間）

第30条　１年間の授業を行う期間は，35週にわたることを原則とする。

（授業の方法）

第31条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，教授会の議を経て，当該授業を行う教室等以外の場所及び多様なメディアを利用して実施することができる。

３　医学部の教育上有益と認めるときは，第１項の授業を外国において履修させることができる。

（関連教育病院）

第32条　医学部医学科における臨床教育を充実するため，必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院を関連教育病院に定め，当該病院において，学生に授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

２　前項の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

（協力施設）

第33条　前条に定めるもののほか，より多様な医療形態における臨床実習を実施し，さらに臨床教育を充実させるため，必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を臨床実習協力施設に定め，当該施設において，学生に授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

２　前項の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

（教育内容等の改善）

第34条　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るため，必要に応じて研修会等を企画し，実施する。

第７章　卒業の要件等

（履修科目の登録）

第35条　医学部の各学科の学生は，毎学年の始めに，その学年において履修する授業科目を学長に届け出なければならない。

（履修科目の登録の上限）

第36条　１年間に履修できる授業科目は，原則として当該学年に配当した科目のみとする。

（授業科目の修得及び修了の認定並びに進級及び課程修了の認定）

第37条　医学部の各学科の課程における授業科目の修得又は修了の認定は，試験その他の審査により行う。

２　医学部の各学科の進級及び課程修了の認定は，教授会の議を経て，学長が行う。

３　医学部各学科の授業科目の試験及び進級の取扱いに関し必要な事項は，それぞれ別に定める。

（成績の評価）

第38条　試験等による学業成績の評価は，秀，優，良，可，不可の５種の評語をもって表わし，秀，優，良，可を合格とする。ただし，特定の科目については，合格又は不合格の評語をもって表わす。

（卒業の要件）

第39条　本学医学部の医学科に６年（第２年次編入学者にあっては，５年）以上在学し，又は看護学科に４年以上在学し，それぞれ各学科の課程を修了した者については，教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。

２　医学部医学科においては，所定の必修科目を含めて194単位以上を修得しなければならない。

３　医学部看護学科においては，所定の必修科目を含めて125単位以上を修得しなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第40条　医学部の教育上有益と認めるときは，学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，別に定めるところにより60単位を超えない範囲

で，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第41条　医学部の教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，別に定めるところにより単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は，前条第１項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第42条　医学部の教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　医学部の教育上有益と認められるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，別に定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転入学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第40条第１項及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

４　第21条から第24条の規定により，入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては，別に定める。

（授業時間制をとる授業科目の取り扱い）

第43条　前３条の規定において，授業時間制をとる授業科目については，大学設置基準第33条の規定に基づき取り扱うものとする。

第８章　学位の授与

（学士の学位の授与）

第44条　第39条の規定により卒業した者に対し，学士の学位を授与する。

２　学士の学位に関し必要な事項は，別に定める。

第９章　休学，転学，留学及び退学

（休学）

第45条　疾病その他特別の事由により２月以上修学することができない者は，学長の許可を受けて休学することができる。

２　前項の規定にかかわらず，医学科に置く PhD－MD 制度を利用する医学科学生が，本学大学院学則第11条第１項第６号の規定により大学院医学系研究科医学専攻博士課程に入学するときは，学長の許可を得て休学することができる。PhD－MD 制度の取扱いに

ついて必要な事項は別に定める。

３　疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については，学長は，休学を命ずることができる。

（休学期間）

第46条　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，１年を限度としてその期間を延長することができる。

２　休学期間は，通算して４年（医学科第２年次編入学者にあっては３年）を超えることができない。ただし，前条第２項の規定により休学するときは，その期間を通算しない。

３　休学期間内に復学しようとするときは，学長の許可を受けなければならない。

４　休学期間は，第15条の在学期間に算入しない。

（転学）

第47条　他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第48条　外国の大学で学修することを志願する者は，学長の許可を受けて留学することができる。

２　前項の許可を受けて留学した期間は，第39条に定める在学期間に算入する。

３　第１項の規定により外国の大学に留学する場合の授業科目の履修等については，第40条の規定を準用する。

（退学）

第49条　退学しようとする者は，その事由を申し出て，学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第50条　次の各号の一に該当する者は，教授会の議を経て，学長が除籍する。

⑴　入学料の減免を申請した者のうち，減免が不許可になった者又は一部免除が許可になった者で，入学料を所定の期日までに納付しない者

⑵　入学料の徴収猶予を申請した者のうち，徴収猶予が許可若しくは不許可になった者で，入学料を所定の期日までに納付しない者

⑶　授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者

⑷　第15条に定める在学年限を超えてなお成業の見込みのない者

⑸　第46条第１項又は第２項の休学期間を超えてなお修学できない者

⑹　長期間にわたる行方不明等により，成業の見込みのない者

第10章　賞　罰

（表彰）

第51条　学生として表彰に価する行為があった者は，教授会の議を経て，学長が表彰する。

（懲戒）

第52条　本学の規則に違反し，又は学生としての本分に反する行為があった者は，教授会及び教育研究評議会の議を経て，学長が懲戒する。

２　懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。

３　退学は，次の各号の一に該当する者に対して行う。

⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

⑵　本学の秩序を乱し，その他学生としての本分に著しく反した者

４　第２項の規定により停学となり，その期間が３月以上にわたる場合，当該停学期間は第39条に定める必要在学年数に算入しない。

５　本条に定めるもののほか，懲戒に関する基本的事項及び手続き等については，学長が別に定める。

第11章　聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，研究生及び外国人留学生

（聴講生）

第53条　本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは，学部の教育に支障のない場合に限り，選考の上，聴講生として入学を許可することがある。

（科目等履修生）

第54条　本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは，学部の教育に支障のない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

（特別聴講学生）

第55条　他の大学又は外国の大学の学生で，大学間の協議に基づき，本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは，特別聴講学生として入学を許可する。

（研究生）

第56条　本学において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは，学部の研究教育に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

２　研究生を志願することのできる者は，大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

３　研究期間は，１年とする。ただし，特別の理由がある場合は，その期間を更新することができる。

（外国人留学生）

第57条　外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学志願する者があるときは，別に選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

（その他）

第58条　この章に定めるもののほか，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，研究生及び

外国人留学生に関し必要な事項は，別に定める。

第12章　授業料，その他の費用

（授業料，入学料及び検定料）

第59条　本学において徴収する授業料，入学料及び検定料の額については，国立大学法人法（平成15年７月16日法律第112号）第22条第４項及び国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年３月31日文部科学省令第16号）第２条の規定に基づき，本学において別に定める額とする。

２　授業料及び検定料は，別に定める期日までに納付しなければならない。

３　休学，退学等の場合の授業料の額，徴収方法等については，別に定める。

（授業料の減免，徴収猶予及び月割分納）

第60条　経済的理由により授業料の納付が困難であり，かつ学業優秀と認められる者，その他やむを得ない事情があると認められる者については，本人の申請により，授業料の減免又は徴収猶予若しくは月割分納を許可することができる。

２　前項の規定により授業料の減免又は徴収猶予を受けている者は，その事由が消滅したときは，その月から授業料を納付しなければならない。

３　前２項の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

（入学料の減免及び徴収猶予）

第61条　特別な事情により入学料の納付が困難と認められる者については，本人の申請により，入学料の減免又は徴収猶予を許可することができる。

２　前項の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

（検定料の免除）

第61条の２　特別な事情により，検定料の免除を申請した者については，検定料を免除することができる。

２　前項の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

（既納の検定料等の不返還）

第62条　既納の検定料，入学料及び授業料は返還しない。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる額は本人の申し出により返還するものとする。

⑴　第２次の学力検査等を２段階の選抜方法で行った場合において，第１段階目の選抜で不合格となった者の第２段階目の選抜に係る検定料に相当する額

⑵　個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対する前号に準じた額

⑶　第18条第１項に規定する検定料を納付した者が，特別な事情により，検定料の免除が認められた場合の当該検定料に相当する額

⑷　入学を許可するときに授業料を納付した者が，入学年度の前年度の３月末日まで

に入学を辞退した場合の当該授業料に相当する額

⑸　前期分授業料徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合の後期分の授業料に相当する額

第13章　公開講座

第63条　地域社会の発展に寄与し，教養と文化の向上に資するため，必要に応じて本学に公開講座を設けることができる。

２　前項の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第14章　特別の課程

（履修証明プログラム）

第64条　本学は，本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として，履修証明プログラムを編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

２　前項の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　　則

この学則は，平成16年４月１日から施行する。

附　　則

１　この学則は，平成17年４月１日から施行する。

２　改正後の第39条第４項及び第５項の規定は，平成16年度及び17年度入学者から適用する。

３　平成15年度以前の入学者については，改正後の第39条第４項及び第５項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

この学則は，平成17年６月24日から施行する。

附　　則

この学則は，平成17年12月27日から施行する。

附　　則

この学則は，平成18年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は，平成18年６月28日から施行する。

附　　則

この学則は，平成18年10月26日から施行する。

附　　則

この学則は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は，平成20年１月９日から施行する。ただし，第３条第３項の別表中の「地域医療システム学講座」については，平成19年９月１日から適用する。

2　第６条の規定は，医療人育成教育研究センター規程に定める教務担当教員及び学生支援担当教員を教員に改めることに鑑み削除する。

附　　則

1　この学則は，平成20年６月26日から施行し，平成20年４月１日から適用する。

2　改正後の第３条第５項，第27条第３項及び第39条第４項の規定は，平成21年度入学者から適用する。

3　改正後の第27条第３項及び第39条第５項の規定は，平成23年度医学部看護学科第３年次編入学者から適用する。

4　平成20年度以前の入学者は，改正後の第27条第３項及び第39条第４項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　平成22年度以前の医学部看護学科第３年次編入学者は，改正後の第27条第３項及び第39条第５項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

6　第３条第５項に規定する医学部医学科の収容定員，入学定員及び第２年次後期編入学定員は，平成29年度までとする。

附　　則

1　この学則は，平成20年10月30日から施行し，平成21年４月１日から適用する。

2　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の収容定員は，同条同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　　科	収　　容　　定　　員				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	医　学　科	595人	605人	615人	625人	635人

附　　則

この学則は，平成21年６月25日から施行し，平成21年４月７日から適用する。

附　　則

1　この学則は，平成22年４月１日から施行する。

2　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の収容定員は，同条同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　　科	収　　容　　定　　員				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医　学　科	610人	625人	640人	655人	668人

3　改正後の第３条第５項に規定する平成22年度から５名の増とした医学部医学科の入学定員は，平成31年度までとする。

附　　則

この学則は，平成22年7月29日から施行する。ただし，第３条第３項の別表中の「地域周産期医療学講座」については，平成22年４月１日から適用し，「総合内科学講座」及び「総合外科学講座」については，平成22年６月18日から適用する。

附　　則

この学則は，平成22年10月28日から施行し，平成22年10月１日から適用する。

附　　則

１　この学則は，平成23年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　　科	入　学　定　員		収容定員
		平成23年度 ～ 平成29年度	平成30年度 ～ 平成31年度	平成23年度
医学部	医　学　科	100人 (17)	97人 (15)	627人

収　　容　　定　　員					
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ～ 平成29年度	平成30年度
644人	661人	676人	683人	685人	680人

収　　容　　定　　員					
平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
675人	663人	651人	639人	629人	622人

（　）内は，第２年次後期編入学を外数で示す。

３　平成22年度以前に医学部医学科に入学した者は，改正後の第39条第２項の規定にかかわらず，一般教育科目等について所定の必修科目を含めて91単位以上を修得するものとする。

附　　則

１　この学則は，平成24年４月１日から施行する。

２　改正後の第39条第４項の規定は，平成24年度入学者から適用する。

３　改正後の第39条第５項の規定は，平成26年度医学部看護学科第３年次編入学者から適用する。

4　平成23年度以前の入学者については，改正後の第39条第４項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　平成25年度以前の医学部看護学科第３年次編入学者は，改正後の第39条第５項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

1　この学則は，平成24年10月１日から施行する。

2　改正前の学則第３条第３項の別表中の「総合がん治療学講座」については，平成24年３月31日までとする。

附　　則

この学則は，平成25年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は，平成26年１月８日から施行し，平成26年１月１日から適用する。

附　　則

1　この学則は，平成26年４月１日から施行する。

2　滋賀医科大学MR医学総合研究センター規程（平成16年４月１日制定）及び滋賀医科大学MR医学総合研究センター運営委員会規程（平成16年４月１日制定）は，廃止する。

附　　則

この学則は，平成27年１月１日から施行する。

附　　則

この学則は，平成27年４月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は，平成28年４月１日から施行する。

2　改正後の第39条第４項の規定は，平成28年度入学者から適用する。

3　改正後の第39条第５項の規定は，平成30年度医学部看護学科第３年次編入学者から適用する。

4　平成27年度以前の入学者については，改正後の第39条第４項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　平成29年度以前の医学部看護学科第３年次編入学者は，改正後の第39条第５項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

6　滋賀医科大学分子神経科学研究センター規程（平成16年４月１日制定）及び滋賀医科大学分子神経科学研究センター運営委員会規程（平成16年４月１日制定）は廃止する。

附　　則

この学則は，平成28年５月26日から施行する。

附　　則

1　この学則は，平成29年４月１日から施行する。

2　平成 28 年度以前の医学部医学科入学者及び平成 29 年度以前の医学部医学科第２学年次後期編入学者については，改正後の第 33 条第２項及び第 39 条第２項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

この学則は，平成29年６月13日から施行する。

附　　則

1　この学則は，平成 30 年４月１日から施行する。

2　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入　学　定　員		収容定員
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度
医学部	医学科	100 人 （17）	100 人 （17）	685 人

収　　容　　定　　員					
平成 31 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
685 人	673 人	661 人	649 人	637 人	625 人

（　）内は，第２年次後期編入学を外数で示す。

3　滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター規程（平成 18 年６月 29 日制定）及び滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター運営委員会規程（平成 18 年６月 29 日制定）は廃止する。

附　　則

この学則は，平成30年10月24日から施行する。

附　　則

1　この学則は，平成 31 年４月１日から施行する。

2　改正後の第 39 条第２項及び第４項の規定は，平成 31 年度入学者から適用する。

3　改正後の第３条第５項，第 15 条第１項，第 16 条第１項，第 35 条，第 39 条第１項，第 46 条第２項及び第 62 条第２項第４号の規定は，平成 31 年度入学者（医学部医学科第２年次編入学者については，令和２年度編入学者）から適用する。

4　改正後の第 21 条及び第 39 条第３項の規定は，令和２年度医学部医学科第２年次編入学者から適用する。

5　改正後の第39条第５項の規定は，令和３年度医学部看護学科第３年次編入学者から適用する。

6　平成 30 年度以前の入学者については，改正後の第 39 条第２項及び第４項の規定に

かかわらず，なお従前の例による。

7　平成30年度以前の入学者（医学部医学科第２年次後期編入学者については，平成31年度以前の編入学者）については，改正後の第３条第５項，第15条第１項，第16条第１項，第35条，第39条第１項，第46条第２項及び第62条第２項第４号の規定にかかわらず，なお従前の例による。

8　平成31年度以前の医学部医学科第２年次後期編入学者については，改正後の第21条及び第39条第３項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

9　令和２年度以前の医学部看護学科第３年次編入学者は，改正後の第39条第５項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

この学則は，令和元年７月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は，令和２年４月１日から施行する。

2　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入　学　定　員		収容定員
		令和２年度	令和３年度	令和２年度
医学部	医学科	95 人 （15）	95 人 （15）	678 人

収　　容　　定　　員					
令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
671 人	659 人	647 人	635 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

附　　則

この学則は，令和２年４月８日から施行する。

附　　則

この学則は，令和２年５月28日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

附　　則

この学則は，令和２年10月15日から施行する。

附　　則

この学則は，令和２年12月２日から施行し，令和２年11月１日から適用する。

附　　則

1　この学則は，令和３年４月１日から施行する。

2　改正後の第15条第１項の規定は，令和３年度入学者（医学部医学科第２年次編入学者については，令和４年度編入学者）から適用する。

3　改正後の第15条第２項の規定は，令和３年度入学者（医学部看護学科第３年次編入学者については，令和５年度編入学者）から適用する。

4　令和２年度以前の入学者（医学部医学科第２年次後期編入学者及び医学部医学科第２年次編入学者については，令和３年度以前の編入学者）については，改正後の第15条第１項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　令和２年度以前の入学者（医学部看護学科第３年次編入学者については，令和４年度以前の編入学者）については，改正後の第15条第２項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

この学則は，令和３年５月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は，令和４年４月１日から施行する。

2　改正後の第３条第５項に規定する医学部看護学科の収容定員は，同条同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	収容定員
		令和４年度
医学部	看護学科	250人

3　令和３年度以前の入学者については，改正後の第39条第４項及び第46条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

4　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和４年度	令和４年度	令和５年度
医学部	医学科	95人 (15)	664 人	652 人

収　　容　　定　　員			
令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
640人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

附　　則

この学則は，令和４年11月１日から施行する。

附　　則

この学則は，令和５年２月１日から施行する。

附　　則

１　この学則は，令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和５年度	令和５年度	令和６年度
医学部	医学科	95人 (15)	657 人	645 人

収　　容　　定　　員			
令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

附　　則

この学則は，令和５年６月１日から施行する。

附　　則

１　この学則は，令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和６年度	令和６年度	令和７年度
医学部	医学科	95人 (15)	650 人	640 人

収　　容　　定　　員			
令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

３　改正後の第27条第２項，第３項及び第４項，第29条，第32条，第33条，第39条第２項及び第３項並びに第40条の規定は，令和６年度入学者（医学部医学科第２年次編入学者については，令和７年度編入学者）から適用する。

４　令和５年度以前の入学者（医学部医学科第２年次編入学者については，令和６年度編入学者）については，改正後の第27条第２項，第３項及び第４項，第29条，第32条，第

33条，第39条第２項及び第３項並びに第40条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

１　この学則は，令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和７年度	令和７年度	令和８年度
医学部	医学科	95人 (15)	645 人	640 人

収　　容　　定　　員			
令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

附　　則

この規程は，令和８年１月１日から施行する。

附　　則

１　この学則は，令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和８年度	令和８年度	令和９年度
医学部	医学科	95人 (15)	645 人	640 人

収　　容　　定　　員			
令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

附　　則

１　この学則は，令和９年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和９年度	令和９年度	令和10年度
医学部	医学科	95人 (15)	645 人	640 人

収　　容　　定　　員			
令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

別　表

医学科

（基礎医学講座）

生命科学講座，医療文化学講座，解剖学講座，生理学講座，生化学・分子生物学講座，病理学講座，薬理学講座，社会医学講座

（臨床医学講座）

循環器内科学講座，呼吸器内科学講座，消化器内科学講座，血液内科学講座，糖尿病内分泌・腎臓内科学講座，脳神経内科学講座，小児科学講座，精神医学講座，皮膚科学講座，消化器・一般外科学講座，心臓血管外科学講座，呼吸器外科学講座，整形外科学講座，脳神経外科学講座，耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座，産科学婦人科学講座，泌尿器科学講座，眼科学講座，麻酔学講座，放射線医学講座，歯科口腔外科学講座，救急集中治療医学講座，総合診療学講座，臨床腫瘍学講座，総合内科学講座，総合外科学講座，形成外科学講座，薬物治療学講座

看護学科

基礎看護学講座，実践看護学講座，地域看護学講座

国立大学法人滋賀医科大学学則新旧対照表

改正理由　「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（令和７年６月 13 日閣議決定）及び「令和９年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和７年 12 月４日付け７文科高第 1319 号文部科学省高等教育局長、医政医発 1204 第４号厚生労働省医政局長通知）に基づき、地域の医師確保等の観点から、令和９年度に一般（滋賀県地域枠）５名の医学部臨時定員増を実施するための改正。

変更点　当該定員増は臨時につき、附則に定員数を規定する。

現　行

（前　略）

（学部の組織及び学生定員）

第３条　本学に医学部を置く。

２～５　（略）

６　医学部医学科においては，収容定員 615 名，入学定員 90 名，第２年次編入学定員 15 名とし，医学部看護学科においては，収容定員 240 名，入学定員 60 名とする。

７～９　（略）

（中　略）

附　則

１　この学則は，令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入　学　定　員	
		令和２年度	令和３年度
医学部	医学科	95 人(15)	95 人(15)

収　　容　　定　　員			
令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
678 人	671 人	659 人	647 人

収　容　定　員		
令和６年度	令和７年度	令和８年度
635 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　則

１　この学則は，令和４年４月１日から施行する。

２～３　（略）

４　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和４年度	令和４年度	令和５年度
医学部	医学科	95人(15)	664 人	652 人

改　正　案

（前　略）

（学部の組織及び学生定員）

第３条　本学に医学部を置く。

２～５　（略）

６　医学部医学科においては，収容定員 615 名，入学定員 90 名，第２年次編入学定員 15 名とし，医学部看護学科においては，収容定員 240 名，入学定員 60 名とする。

７～９　（略）

（中　略）

附　則

１　この学則は，令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入　学　定　員	
		令和２年度	令和３年度
医学部	医学科	95 人(15)	95 人(15)

収　　容　　定　　員			
令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
678 人	671 人	659 人	647 人

収　容　定　員		
令和６年度	令和７年度	令和８年度
635 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　則

１　この学則は，令和４年４月１日から施行する。

２～３　（略）

４　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和４年度	令和４年度	令和５年度
医学部	医学科	95人(15)	664 人	652 人

現　　行	改　正　案

収　容　定　員

令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
640人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　　則

１　この学則は，令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和５年度	令和５年度	令和６年度
医学部	医学科	95人(15)	657 人	645 人

収　容　定　員

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　　則

１　この学則は，令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和６年度	令和６年度	令和７年度
医学部	医学科	95人(15)	650 人	640 人

収　容　定　員

令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　　則

１　この学則は，令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和７年度	令和７年度	令和８年度
医学部	医学科	95人(15)	645 人	640 人

収　容　定　員

令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
640人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　　則

１　この学則は，令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第５項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和５年度	令和５年度	令和６年度
医学部	医学科	95人(15)	657 人	645 人

収　容　定　員

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　　則

１　この学則は，令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和６年度	令和６年度	令和７年度
医学部	医学科	95人(15)	650 人	640 人

収　容　定　員

令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　　則

１　この学則は，令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和７年度	令和７年度	令和８年度
医学部	医学科	95人(15)	645 人	640 人

現　　行	改　正　案

収　容　定　員

令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　　則

１　この学則は，令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和８年度	令和８年度	令和９年度
医学部	医学科	95人(15)	645 人	640 人

収　容　定　員

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（新設）

収　容　定　員

令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

（中　略）

附　　則

１　この学則は，令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和８年度	令和８年度	令和９年度
医学部	医学科	95人(15)	645 人	640 人

収　容　定　員

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

附　　則

１　この学則は，令和９年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第６項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和９年度	令和９年度	令和10年度
医学部	医学科	95人(15)	645 人	640 人

収　容　定　員

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
635人	630 人	625 人	620 人

（　）内は，第２年次編入学を外数で示す。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目次

１．学則変更（収容定員変更）の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．学則変更（収容定員変更）の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容・・・・・・・・３
４．その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
５．都道府県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

１．学則変更（収容定員変更）の内容

滋賀医科大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した５名の臨時定員増及び「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき５名の恒久定員増を、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した５名の臨時定員増を、また、平成 23 年度には「新成長戦略」に基づき平成 31 年度までの期限を付した２名の臨時定員増をそれぞれ実施した。

さらに、平成 30 年度には「平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置」に基づき平成 29 年度を期限とする５名の入学定員について、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を実施し、令和２年度には「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に基づき平成 31 年度で終了する臨時定員増 12 名のうち５名の入学定員について、令和２年度から３年度までの２年間、その他の定員と区別して選抜する方式により「地域医療枠」を設けて再度の入学定員増を実施した。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」及び「令和９年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」に基づき、令和８年度で終了する臨時定員の５名を令和９年度の１年間、再度の入学定員増を行い、令和８年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 105 名から 110 名に臨時的に変更する。これにあわせて、収容定員についても再度の定員増を行わなかった場合の 615 名から 620 名に臨時的に変更するため学則を変更する。

２．学則変更（収容定員変更）の必要性

滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念としており、また、県内唯一の医師養成機関として滋賀県内の医療を支える医師を養成し、また定着を図ってきた。しかしながら、厚生労働省の調査によると、令和６年末現在の滋賀県の医療施設従事医師数は 3,512 人で、人口 10 万人当たりの医師数は全国平均を下回っている。

医療施設従事医師数の推移

	平成２８年		平成３０年		令和２年		令和４年		令和６年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
医師数	3,121	304,759	3,214	311,963	3,340	323,700	3,412	327,444	3,512	331,092
人口 10 万人当たり	220.9	240.1	227.6	246.7	236.3	256.6	242.2	262.1	250.5	267.4

（出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」）

現在の医療を取りまく環境は、滋賀県のみならず全国的に地域における医師不足の解消が喫緊の課題となっており、平成 20 年以降、地域枠を中心として全国的に医師数は増加してきたが、地域や診療科における医師の偏在は依然として解消していない。国が示し

た「医師偏在指標」によると、滋賀県では特に甲賀保健医療圏は厳しい状況であり、全国平均 266.8、滋賀県の 272.1 に対して 160.0 と医師少数区域に区分されている。

本学ではこれまで、滋賀県における医師不足の解消と地域定着を目的として、平成 10 年度から推薦入試に「滋賀県枠」を設けて、将来、滋賀県に定着して地域医療を担う学生を確保するための入学者選抜を行ってきた。

更に、平成 20 年度以降、全国的に医学部定員が臨時的に増員され、本学においても滋賀県から「滋賀県医師養成奨学金」の奨学金制度を措置いただき、合計 10 名（一般入試８名、学士編入学２名）の定員増を行った。

平成 22 年度の「経済財政改革の基本方針 2009」、平成 23 年度の「新成長戦略」、平成 29 年度に延長が認められた「緊急医師確保対策」に基づく暫定措置期限を迎えた際には、滋賀県と協議の上、地域医療機関と連携した医師養成プログラムを構築することにより、効果的な医師確保に取り組んでいきたいと考え５名の定員増を行い、令和７年度までの滋賀県医師養成奨学金貸与者 148 名のうち現在までの卒業生 83 名中 79 名（95.2%）が滋賀県内の医療機関に就職した。

この度の入学定員増の延長に対して、滋賀県と協議の上、地域医療機関と連携した医師養成プログラムにより、引き続き地域の医師確保に取り組んでいくため、５名を再度増員するものである。

学生収容定員の増が可能となれば、地域における医師不足の解消や、病院勤務医の就労環境の改善等、県内地域医療への貢献が期待できる他、具体的には次の事項が期待される。

①増員希望の５名は、一般の入学者とは別の選抜枠とし、「滋賀県医師養成奨学金」を入学初年度より奨学金の貸与を受け、卒業後滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院で診療業務に従事するとともに、滋賀県キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加することにより、滋賀県における医師不足地域の解消に繋がることが期待できる。

②増員希望の５名は、滋賀県出身者に限らず募集するため、出身都道府県にかかわらず、滋賀県の地域医療に強い意欲を持った者が志願する枠であり、地域医療の貢献に期待される。

３．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（１）教育課程の内容

本学では、現在、地域医療への関心と意欲を高めるため、１年次に「早期体験実習」、２年次に「地域医療体験実習Ⅰ」、４年次に「地域医療体験実習Ⅱ」という科目を設け、地域における医学・医療の役割や課題について省察させる機会としている。また、「地域論」及び「全人的医療体験学習」の２つの選択科目においては、滋賀県の地域的特色や文化への理解を深め、心理面、家族、社会的背景を通して患者を取り巻く状況を幅広く捉えながらケアを行う全人的医療を学んでいる。さらに、５～６年次の「臨床実習」、「学外臨床実習」において、地域医療教育拠点（※概要は４．（３）参照）、診療所や市中病院での

医療の実態や問題等、地域医療を学んでいる。

（２）地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

授業科目等	履修学年等	授業概要
①早期体験実習	第１学年前期（１単位）	夏休みの３日間に、地域で展開されている医療・保健・福祉の現場に参加体験し、そこで働く人々やその活動を通して、また支援を受けている人たちとの交流を通じて、医学・看護学を学んで行く自分の役割や課題について省察することを目的とする。
②地域論	第１学年後期（２単位）	自分で問いを立てて、文献資料を調べたり（もし余力があればフィールドワークを行ったり）すること等を通して、滋賀県の地域的特色および地元の方々の暮らしや文化について理解を深める。
③全人的医療体験学習	第１学年通年 第２学年通年 （１単位）	全人的医療及び全人的医療体験学習についてのオリエンテーションを十分に受けた後、地域の診療所による訪問診療を受療中の一患者及びその家族に訪問又はオンラインで計３回インタビューする。これにより、患者側の視点、一般市民が医師に求めているものが何か、良医とは何かなどを一般市民から直接学ぶ。訪問毎に報告書を提出し、半年に１回以上、全人的医療の実践法についての講義と訪問体験に関するフィードバックを受ける。学習終了時に、患者本人と家族、及び診療所主治医から、全人的対応の観点からの評価を受け、体験学習総括レポートを提出する。実習場所：訪問診療の患者様宅 **（平成 17 年度文部科学省医療人 GP プログラム「一般市民参加型全人的医療教育プログラム」を継続実施）**
④地域医療体験実習Ⅰ	第２学年前期（１単位）	ハンディキャップ体験（身体障害、視覚障害、高齢者、妊婦等）やケアプランの作成等を通じて、身体機能の制約だけでなく、環境や社会制度との関係によって生じるハンディキャップを持つ方の生活上の困難に気づき、地域で暮らし続けるために必要な支援を考えることを目的とする。
⑤地域医療体験実習Ⅱ	第４学年前期（１単位）	学生自らが選択した病院や診療所において、地域医療や高度医療が実践されている現場を体験する１週間の実習を行う。学生自らが実習施設を選択すること

		により、卒後のキャリアを意識した実習とするとともに、後期から開始される臨床実習に対する意欲の向上を図る。
⑥臨床実習（地域医療教育研究拠点）	第４学年後期 第５学年通年 （実習期間：54 週）	Common disease を持つ患者のもつ問題点を的確に抽出し、初期診療を中心とした診断治療手順を習得するとともに、急性期から慢性期・終末期・在宅医療から介護に至る地域医療の一連の流れを理解し、滋賀県における地域医療に貢献できるための総合診療能力を身につける。臨床実習（地域医療教育研究拠点）は、第４～５学年での臨床実習期間（54 週）中に、原則として全ての学生が、３拠点（NHO 東近江、JCHO 滋賀、公立甲賀）のうちいずれか１拠点で１回以上、３週間の実習に参加できるよう割り振っている。
⑦学外臨床実習	第６学年前期 （実習期間：６週）	地域医療の実体験を目的とし、平成 11 年度から学外の協力病院での臨床実習を実施している。学外臨床実習は、第６学年前期に前期・後期各３週間を割り振っている。 実習場所：関連教育病院

（３）卒後臨床研修の概要（特徴）

臨床ならびに医学教育におけるエキスパート医師が多数在籍

・全診療科に教育医長を配置した責任体制のもと、教育経験豊かな指導医が約 250 名、身近なロールモデルとなる後期研修医（専攻医）が約 130 名、それぞれ在籍している。

卒前卒後だけでなく専門研修へのシームレスな研修で円滑なキャリア形成をサポート

・クリニカルクラークシップ専門委員会（卒前）と医師臨床教育センター運営会議（卒後）を有機的に運用し、診療参加型実習の遂行と初期研修医の技術修得に向けて、全診療科の教育医長を中心とした卒前卒後のシームレスな医師臨床教育体制を確立している。
・専門研修プログラム協議会が中心となり、新専門医制度に対応した専門研修プログラムの安定的運用と地域でより多くの専攻医や専門医の育成のため、学内外の医師に対して、年に１回「専門医共通講習」の開催等、教育支援を行っている。

地域医療の医師確保に積極的に参加

・本院に設置されている滋賀県医師キャリアサポートセンターと医師臨床教育センタ

一が連携・協力して、奨学金を貸与されている学生・研修医と面談し、進路相談などのキャリア形成支援を行っている。

・滋賀県（滋賀県医師キャリアサポートセンター含む）が作成している、滋賀県内の医師偏在解消のための「滋賀県医師キャリア形成プログラム」に、中核病院として本院の専門研修プログラム協議会が中心となり参画している。

（４）教育組織体制

本学では、入学者の確保から在学中における所定のカリキュラムの修得を経て卒業後の臨床教育・研究活動に到る一貫した教育を実現するために、アドミッションセンター、医学・看護学教育センター、医師臨床教育センターを設置して医療人育成を行っている。

（５）教育施設及び設備

今般の定員増は臨時的なものであり、また、前年度と同じ５名の増員であることから、既存の施設及び設備で十分対応可能である。

４．その他の取組

（１）地域「里親」による医学生支援プログラム

本学卒業生が卒業後に滋賀県に定着することを目指し、本学独自の学生支援制度として、“地域「里親」学生支援事業”を実施している。この制度は、平成 19 年度からの文部科学省の“新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム“(学生支援 GP ）で“地域「里親」による医学生支援プログラム“が採択されたことに始まる。本プログラムは社会的ニーズに対応する地域医療の担い手を育成することを目的とし、従来の学生支援と連携を図りながら、地域で活躍中の卒業生を“里親”、住民の方（献体登録者や模擬患者などとして教育にご協力いただいている地域住民）を“プチ里親”とする地域参加型の学生支援の取り組みである。具体的には、滋賀県の保健医療圏をめぐって滋賀県の医療と歴史・文化を学ぶ一泊二日の宿泊研修、将来のキャリアパスを考えるための連続自主講座、里親（プチ里親）との交流会等を実施し、その活動は広報誌「めでる」により地域住民にアピールしている。この事業の成果として、地域「里親」学生支援事業に登録した学生は平成 28～令和 7 年度に医学科 89 名､看護学科 40 名が卒業し、医学科で 50 名､看護学科で 24 名が滋賀県内の医療機関に就職した(登録者の 57.4%)。さらなる地域定着を目指して、この事業を継続改善していく。

（２）地域医療重点コース

地域医療教育をより一層強化していくため、令和２年度より、地域医療に強い意欲を持った地域枠学生の入学者選抜を行い、地域枠学生には独自のカリキュラムとして「地域医療重点コース」を設置した。

当コースの学生は、滋賀県の奨学金制度による経済支援、滋賀県と滋賀医科大学が協同で設置する「滋賀県医師キャリアサポートセンター」によるキャリア支援のほか、医学・看護学教育センター学部教育部門に設置された地域医療教育検討専門委員会の計画に基づき、地域医療教育研究拠点における早期からの地域医療実習や滋賀県と連携した行政実務研修等の正課外教育プログラムの提供を始めとする学修支援など、より地域医療に重点を置いた教育を受けている。

（３）地域医療教育研究拠点の設置

本学では、滋賀県内における医師の偏在と滋賀県東近江地域において医師不足となっていた状況から、平成 22 年度に滋賀県等からの要請により、県による寄附講座として本学に総合内科学講座、総合外科学講座を設置した。東近江市内にある国立病院機構（NHO）滋賀病院（現　東近江総合医療センター）を活動拠点として、医師を出向させ、総合診療の研修指導や地域医療を担う医師の養成と確保に関する研究を開始するとともに、平成 24 年度から、同医療センターにおいて医学科学生の臨床実習を開始した。なお、両講座は平成 26 年度に、寄附講座から常設の臨床医学講座に組織替えを行い、連携の強化を図った。

また、その後、平成 27 年度からは地域医療機能推進機構（JCHO）滋賀病院に、令和元年度からは公立甲賀病院にも、それぞれ活動拠点を設置するとともに、JCHO 滋賀病院では平成 28 年度から、公立甲賀病院では令和２年度から、それぞれ医学科学生の臨床実習を開始し、NHO 東近江総合医療センターと合わせて３ヶ所の活動拠点において、地域医療を担う医師の養成に努めている。

５．都道府県との連携

（１）滋賀県医師養成奨学金、滋賀県医学生修学資金の活用

今回の入学定員増により一般選抜に設ける「地域医療枠」５名のほか、定員内の一般選抜に設ける「地域医療枠」２名及び学校推薦型選抜に設ける「地元医療枠」９名を対象に、滋賀県より「滋賀県医師養成奨学金」という奨学金制度が設定され、将来、滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院（一般診療所を含む。）で診療業務に従事する意思を有し、本学に入学する者全員が貸与の対象者となる。

また、これ以外の学生についても、滋賀県が設置した「滋賀県医学生修学資金」という奨学金制度を利用し、将来県内の病院において診療業務に従事しようとするものに対する修学資金の貸与を受けることができる。

（２）滋賀県医師キャリアサポートセンターとの協働による支援

地域で活躍する医療人を育成するため、滋賀県との連携により設置した、「滋賀県医師キャリアサポートセンター」と協働し、医学生へのキャリア形成卒前支援プランの実施及び若手医師のための充実した研修プログラムの提供、奨学金等受給者（医学生・医

師）との定期的なキャリア形成等に係る面談の実施、総合相談窓口を設置しての県内医師へのキャリア形成・就労支援等、医療人育成体制を充実させる。

本学では一般選抜の「地域医療枠」、学校推薦型選抜の「地元医療枠」において、滋賀県医師キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加する意思を持った者を募集し、滋賀県とともに地域医療を支える人材を育成する。

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

（医学部医学科）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
医学教養科目	プロフェッショナリズム基礎	1前	○	0.5			○	○		1	0	0	0	0	0	
	アカデミックスキル	1前	○	0.5			○	○		2	1	0	0	0	1	共同
	自然科学入門	1前			1		○	○		2	3	0	0	0	2	共同
	哲学入門	1前	○	1			○			1	0	0	0	0	0	
	文化人類学	1前	○	1			○			1	0	0	0	0	0	
	社会学	1後	○	1			○			0	0	0	0	0	1	
	法学	2前	○	1			○			0	0	0	0	0	1	
	経済学	3後	○	1			○			0	0	0	0	0	1	
	認知行動科学Ⅰ	2後	○	1			○			0	1	0	0	0	0	
	認知行動科学Ⅱ	3前	○	1			○			0	1	0	0	0	0	
	生命倫理学	2後	○	1			○			1	0	0	0	0	0	
	医療倫理学Ⅰ	3後	○	0.5			○			3	0	0	0	0	4	共同
	医療倫理学Ⅱ	4前	○	0.5			○			1	0	0	0	0	3	共同
	医療倫理学Ⅲ	4後	○	0.5			○			1	0	0	0	0	3	共同
	哲学特論	1後			1		○			0	0	0	0	0	1	
	歴史学	1前			1		○			0	0	0	0	0	1	
	芸術学	2前			1		○			0	0	0	0	0	1	
	文学	2後			1		○			0	0	0	0	0	1	
	地域論	1後			2			○		1	0	0	0	0	0	
	教育学	2前			1		○			0	0	0	0	0	1	
	地域文化論	2前			1		○			1	0	0	0	0	1	
	人文地理学	1後			1		○			0	0	0	0	0	1	
	現代社会と科学	1前			1		○			10	3	0	0	0	2	オムニバス
	ドイツ語圏言語文化研究	1通			2		○	○		0	0	0	0	0	1	
	フランス語圏言語文化研究	1通			2		○	○		0	0	0	0	0	1	
	中国語圏言語文化研究	1通			2		○	○		0	0	0	0	0	1	
	基礎科学研究	2前			2			○		3	3	0	0	0	0	共同
	人間科学研究	2前			2			○		0	1	0	0	0	0	共同
	小計（28科目）	－	－	10.5	21	0	－			14	8	0	0	0	26	
外国語科目	英語Ⅰ	1前	○	1			○	○		1	0	0	0	0	0	
	英語Ⅱ	1後	○	1			○	○		1	0	0	0	0	0	
	英語Ⅲ	2前	○	1			○	○		1	0	0	0	0	0	
	英語コミュニケーションⅠ	1前	○	1				○		0	0	0	0	0	1	
	英語コミュニケーションⅡ	1後	○	1				○		0	0	0	0	0	1	
	英語コミュニケーションⅢ	2前	○	1				○		0	0	0	0	0	1	
	医学英語Ⅰ	3後	○	1			○			6	1	1	0	0	2	共同
	医学英語Ⅱ	4前	○	0.5			○	○		1	0	0	0	0	0	共同
	小計（8科目）	－	－	7.5	0	0	－			6	1	1	0	0	3	
専門基礎科目Ⅰ（基礎科学）	細胞生物学基礎	1前	○	1			○			0	1	0	0	0	1	
	分子生物学基礎	1後	○	1			○			0	1	0	0	0	1	
	生物学実習	1後	○	1.5			○	○		0	1	0	0	0	3	
	力学・熱力学	1前	○	1			○			1	0	0	0	0	0	
	波動・電磁気学	1後	○	1			○			1	0	0	0	0	0	
	物理学実習	1後	○	1.5			○	○		1	1	0	0	0	1	
	医系物理学	2前	○		1		○			1	0	0	0	0	1	
	物理化学基礎	1前	○	1			○			1	1	0	0	0	0	
	有機化学基礎	1後	○	1			○			1	1	0	0	0	0	
	化学実習	1前	○	1.5			○	○		1	1	0	0	0	2	
	数理科学Ⅰ（解析）	1前	○	1			○	○		0	1	0	0	0	0	
	数理科学Ⅱ（線形代数）	1後	○	1			○	○		0	1	0	0	0	0	
	数理科学Ⅲ（確率・統計）	2前	○	1			○	○		0	1	0	0	0	0	
	情報科学	1前	○	2			○	○		1	1	0	2	0	0	
	データサイエンス・AI入門	2後	○	2			○	○		1	2	0	2	0	0	共同
	小計（15科目）	－	－	17.5	1	0	－			3	7	0	2	0	7	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
専門基礎科目Ⅱ（医学導入）	医学概論Ⅰ	1前	○	1			○			2	0	0	0	0	11	オムニバス
	医学概論Ⅱ	1後	○	1			○			5	0	0	0	0	8	オムニバス
	医学・生命科学入門	1後	○	1			○			14	7	0	0	0	4	オムニバス
	基礎人体機能構造学	1後	○	1			○			3	2	0	1	0	2	共同
	医療イノベーションの基礎	2前			1		○	○		0	0	0	0	0	6	
	全人的医療体験学習	1通			1		○		○	1	0	1	0	0	1	
	基礎医学研究入門Ⅰ	1通			1		○	○	○	4	0	0	0	0	3	共同
	基礎医学研究入門Ⅱ	2通			1		○	○	○	4	0	0	0	0	3	共同
	小計（8科目）	－	－	4	4	0	－			20	8	1	1	0	31	
専門科目Ⅰ（基礎医学）	生化学序論	2前	○	1			○			0	1	0	0	0	2	共同
	代謝生化学	2後	○	2			○		○	1	0	0	0	0	1	
	核酸・病態生化学	2後	○	2			○		○	1	1	0	0	0	3	
	人体解剖学	2前	○	7			○		○	5	4	4	0	0	15	共同
	組織学	2前	○	1			○		○	1	1	0	0	0	1	
	神経解剖学	2前	○	2					○	3	2	0	0	0	2	共同
	神経形態学	2後	○	0.5			○			1	0	0	0	0	0	
	発生学	2後	○	1			○			3	2	0	0	0	3	共同
	細胞生理学	2前	○	1			○			1	0	0	1	0	5	
	臓器生理学Ⅰ	2後	○	2.5			○		○	1	0	0	0	0	3	
	臓器生理学Ⅱ	2後	○	2.5			○		○	1	0	0	1	0	5	
	薬理学	3前	○	3.5			○		○	6	1	0	0	0	5	共同
	病態発生学Ⅰ	3前	○	3			○		○	1	2	0	1	0	11	
	病態発生学Ⅱ	3前	○	2.5			○		○	1	3	0	0	0	2	
	腫瘍学	3前	○	1			○			2	0	0	0	0	6	
	微生物・感染症学	3前	○	3			○		○	1	1	0	0	0	5	
	免疫学	3前	○	1			○			3	3	0	1	0	1	共同
	遺伝・ゲノム医療学	3前	○	1			○			2	1	0	0	0	2	
	研究室配属	3前	○	4					○	1	0	0	0	0	0	共同
	小計（19科目）	－	－	41.5	0	0	－			24	14	4	3	0	61	
専門科目Ⅱ（臨床・社会医学）	診断学序論	3後	○	1			○	○		3	0	1	0	0	2	
	循環器系	3後	○	2			○			4	3	3	2	0	12	
	呼吸器系	3後	○	1.5			○			3	2	1	1	0	13	
	神経系	3後	○	1.5			○			4	1	2	1	0	14	
	眼・視覚系	3後	○	1			○			1	0	1	1	0	7	
	耳鼻・咽喉・口腔系	3後	○	1.5			○			2	1	3	1	0	5	
	精神系	3後	○	1.5			○			1	1	1	0	1	9	
	血液系	3後	○	1.5			○			1	0	1	2	0	3	
	内分泌･代謝系	3後	○	1.5			○			2	2	0	1	0	12	
	筋･骨格系	3後	○	1.5			○			4	2	2	1	0	13	
	皮膚･組織再建系	3後	○	2			○			3	0	2	1	0	10	
	腎･尿路系	3後	○	1.5			○			4	2	3	0	0	8	
	生殖系	4前	○	1.5			○			1	1	1	0	0	2	
	消化器系	4前	○	1.5			○			3	0	6	2	0	14	
	成長・発達系	4前	○	2			○			1	2	3	3	0	11	
	医療安全・感染対策系	4前	○	0.5			○			1	0	0	0	0	2	
	麻酔・緩和医療学	4前	○	1			○			3	1	3	1	0	9	
	臨床検査・薬物治療学	4前	○	0.5			○			3	2	0	0	0	3	
	放射線医療学	4前	○	0.5			○			2	1	2	1	0	4	
	救急・集中治療学	4前	○	1			○			1	1	1	2	0	5	
	総合診療・家庭医療学	4前	○	0.5			○			1	0	0	0	0	8	
	臨床診断学	4後	○	2.5			○	○		7	2	6	2	0	18	オムニバス
	公衆衛生学	4前	○	1.5			○		○	1	3	0	0	0	8	
	社会医学フィールド実習	4前	○	3					○	1	0	0	0	0	0	共同
	法医学	4前	○	2			○		○	1	1	0	0	0	6	
	医療情報学	4後	○	1			○		○	1	1	0	0	0	6	
	保健医療と社会	6前	○	1			○	○		1	2	0	0	0	5	
	小計（27科目）	－	－	38	0	0	－			36	24	35	20	1	181	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
専門科目Ⅲ（臨床実習）	早期体験実習	1前	○	1					○	1	2	0	0	0	2	共同
	附属病院体験実習	1後	○	1					○	3	3	2	1	0	8	共同
	地域医療体験実習Ⅰ	2前	○	1					○	1	0	1	0	0	0	
	地域医療体験実習Ⅱ	4前	○	1					○	2	0	1	0	0	0	
	臨床実習入門	4後	○	2				○		1	0	0	0	0	0	オムニバス
	臨床実習Ⅰ（内科A）	4後～5通	○	4				○	○	1	2	2	1	0	22	
	臨床実習Ⅰ（内科B）	4後～5通	○	4				○	○	2	0	3	3	0	8	
	臨床実習Ⅰ（内科C）	4後～5通	○	4				○	○	1	1	1	1	0	10	
	臨床実習Ⅰ（内科D）	4後～5通	○	2				○	○	1	0	2	1	0	10	
	臨床実習Ⅰ（腫瘍内科）	4後～5通	○	1				○	○	1	0	0	0	0	11	
	臨床実習Ⅰ（小児科）	4後～5通	○	4				○	○	1	2	3	3	0	13	
	臨床実習Ⅰ（精神科）	4後～5通	○	2				○	○	1	1	1	0	1	13	
	臨床実習Ⅰ（皮膚科）	4後～5通	○	2				○	○	1	0	2	1	0	11	
	臨床実習Ⅰ（外科A）	4後～5通	○	3				○	○	0	0	4	1	0	9	
	臨床実習Ⅰ（外科B）	4後～5通	○	2				○	○	2	0	2	2	0	12	
	臨床実習Ⅰ（整形外科）	4後～5通	○	2				○	○	3	2	1	1	0	6	
	臨床実習Ⅰ（脳神経外科）	4後～5通	○	2				○	○	1	1	1	1	0	14	
	臨床実習Ⅰ（形成外科）	4後～5通	○	1				○	○	1	0	0	1	0	2	
	臨床実習Ⅰ（耳鼻咽喉科・頭頸部外科）	4後～5通	○	2				○	○	1	1	1	0	0	9	
	臨床実習Ⅰ（母子診療科・女性診療科）	4後～5通	○	2				○	○	1	1	1	1	0	11	
	臨床実習Ⅰ（泌尿器科）	4後～5通	○	2				○	○	1	1	1	0	0	8	
	臨床実習Ⅰ（眼科）	4後～5通	○	2				○	○	1	0	1	1	0	3	
	臨床実習Ⅰ（麻酔科）	4後～5通	○	2				○	○	1	1	3	1	0	13	
	臨床実習Ⅰ（放射線科）	4後～5通	○	1				○	○	1	1	3	1	0	24	
	臨床実習Ⅰ（歯科口腔外科）	4後～5通	○	0.5				○	○	1	0	2	1	0	4	
	臨床実習Ⅰ（リハビリテーション科）	4後～5通	○	0.5				○	○	0	1	0	0	0	1	
	臨床実習Ⅰ（病理診断科・臨床検査科）	4後～5通	○	0.5				○	○	0	1	0	1	0	2	
	臨床実習Ⅰ（救急集中治療部）	4後～5通	○	2				○	○	1	1	1	2	0	14	
	臨床実習Ⅰ（医療安全管理部・感染制御部）	4後～5通	○	0.5				○	○	1	0	0	0	0	2	
	臨床実習Ⅱ	5後	○	6				○	○	1	0	0	0	0	0	
	学外臨床実習A	6前	○	1					○	1	0	0	0	0	0	
	学外臨床実習B	6前	○	8					○	1	0	0	0	0	0	
	小計（32科目）	－	－	69	0	0	－			28	18	36	24	1	233	
合計（137科目）		－	－	188	26	0	－			49	40	37	26	1	405	

学位又は称号	学士（医学）	学位又は学科の分野	医学関係

卒業・修了要件及び履修方法	授業期間等	
原則として６年間在学し、【医学教養科目】16.5単位以上（必修科目10.5単位と選択科目6単位以上）、【外国語科目】7.5単位必修、【専門基礎科目】21.5単位必修、【専門科目】148.5単位必修し、合計194単位以上修得していること。	１学年の学期区分	２期
	１学期の授業期間	１５週
	１時限の授業の標準時間	９０分

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

１．収容定員を増加する組織の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．人材需要の社会的な動向等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．学生確保の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４．収容定員を増加する組織の定員設定の理由・・・・・・・・・・・・・・・３

１．収容定員を増加する組織の概要

（１）収容定員を増加する組織の概要（名称，入学定員（編入学定員），収容定員，所在地）

収容定員を増加する組織	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
滋賀医科大学医学部医学科	95	２年次 15	620 （完成年度）	滋賀県大津市瀬田月輪町

（２）収容定員を増加する組織の特色

滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とし、また、滋賀県内唯一の医師養成機関として県内の医療を支える医師を養成するとともに、その定着を図ってきた。

令和８年度及び過年度の医学部医学科の臨時定員増に関する教育内容としては、「学則の変更の趣旨等を記載した書類」ｐ３「３.学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容」に記載したとおり、地域医療への関心と意欲を高めるための授業科目等を展開しているところである。

令和８年度増員する５名も、それが認められれば、地域における医師不足の解消や、病院勤務医の就労環境の改善等、県内地域医療への貢献が期待できるほか、具体的には次の事項が期待される。

①増員５名は、一般の入学者とは別の選抜枠とし、「滋賀県医師養成奨学金」を入学初年度より奨学金の貸与を受け、卒業後滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院で診療業務に従事するとともに、滋賀県キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加することにより、滋賀県における医師不足地域の解消に繋がることが期待できる。

②増員５名は、滋賀県出身者に限らず募集するため、出身都道府県にかかわらず、滋賀県の地域医療に強い意欲を持った者が志願する枠であり、地域医療の貢献に期待される。

２．人材需要の社会的な動向等

（１）収容定員を増加する組織で養成する人材の全国的，地域的，社会的動向の分析

「学則の変更の趣旨等を記載した書類」ｐ２「２．学則変更（収容定員変更）の必要性」に記載のとおり、医師数の推移は、厚生労働省の調査によると、令和６年末現在の滋賀県の医療施設従事医師数は 3,512 人で、人口 10 万人当たりの医師数は全国平均を下回っている。

更に、国が示した「医師偏在指標」によると、滋賀県では特に甲賀保健医療圏は厳しい状況であり、全国平均 266.8、滋賀県の 272.1 に対して 160.0 と医師少数区域に区分されている。

令和８年度の入学定員増は、地域や診療科における医師の偏在が依然として解消されていないことから、滋賀県と協議のうえ、地域医療機関と連携した医師養成プログラム等により、引き続き地域の医師確保に取り組んでいくため、前年度に引き続き５名の増員を行おうとするものである。

（２）中長期的な１８歳人口等入学対象人口の全国的，地域的動向の分析

中央教育審議会の答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構

築～」（令和７年２月）の参考資料「18 歳人口と高等教育機関への進学率等の推移」を見ると、18 歳人口は平成以降減少が続いており、令和９年度以降も同様である。

一方、別紙１の「収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況」の「出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位５都道府県）※直近年度」を見ると、滋賀県が位置する近畿圏が占め、その合計 69 名は全入学者数に対して約７割を占める。

また、本学医学部医学科の入学定員は、別紙２の２－１の「既設学科等の入学定員の充足状況（直近５年間)」のとおり充足している。

（３）収容定員を増加する組織の主な学生募集地域

前述のとおり、医学部医学科入学者の出身高校は近畿圏が占めているが、増員の趣旨から、学生確保に向けて、後述「３．学生確保の見通し」の「（１）学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果」の取組を継続して行う予定である。

（４）既設組織の定員充足の状況

医学部医学科において、これまで臨時的な入学定員５名の増員を実施してきたが、別紙２の２－１の「既設学科等の入学定員の充足状況（直近５年間)」のとおり入学定員は充足しており、令和８年度に５名増員した場合でも充足は可能と見込まれる。

３．学生確保の見通し

（１）学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

本学では、地域医療に関心をもつ志願者を増やすために、滋賀県下・京都府下の高校への訪問を行っている。高校への訪問では、平成 28 年度から当該高校出身の本学教員から直接本学のアピールを行うだけでなく、地域枠に関する説明などを行い、志願者確保対策に取り組んでいる（別紙３参照)。

さらに、年数回にわたり主に県内の進学校と連携し、講義や実習などの「高大連携事業」を行っている。その際、人体模型、骨格標本、ヒト病理標本、バーチャルスライドシステムを有する「メディカルミュージアム」など学内施設の見学を実施して、県内高校生への進学の動機付けを図っている。

また、滋賀県内の小・中・高生を対象に、医科大学ならでは講義等を行い、理科教育に関心を寄せる機会を提供している。

これらの取組は今後も継続して行う予定である。

（２）競合校の状況分析（立地条件，養成人材，教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

本学は滋賀県内唯一の医師養成機関であり県内に競合校は無く、入学者も前述のとおり確保している。

４．収容定員を増加する組織の定員設定の理由

今回の入学定員５名増は、前述のとおり、地域における医師不足の解消等に向けて、滋賀県と協議のうえで申請するものである。

収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙１

〇出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位５都道府県）※直近年度

	都道府県名	人　　数	構成比
1	京都府	23人	24.2%
2	大阪府	20人	21.1%
3	滋賀県	14人	14.7%
4	兵庫県	12人	12.6%
5	東京都	6人	6.3%
	全　　体	95人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

〇収容定員を増加する組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	収容定員を増加する所在地（都道府県等）	充足率		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
1	滋賀県	28.42%	18.95%	26.32%

※２校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

〇収容定員を増加する組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
1	医学	1.00%	1.00%	1.00%

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

既設学科等の収容定員の充足状況　　別紙２の１

○収容定員充足率

申請者が設置する全ての大学等（大学、短期大学、高等専門学校のみ）の
既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）について記載してください。

大学等名	学部等名	学科名	収容定員	学生数 （令和7年5月1日現在）	収容定員充足率	備考
滋賀医科大学	医学部					
		医学科	645人			附則第2項及び第4項の適用なし。
		看護学科	240人			

※上記には、「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」附則第２項及び第４項を
　適用した場合の学生数及び収容定員充足率を記入してください。その場合は、備考にその内訳を記入してください。
※大学院、専攻科、別科、募集停止を行った学部等については記載不要です。
※行は適宜追加してください。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近５年間）　　別紙２の２－１

大学学部学科等名：滋賀医科大学医学部医学科

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

１．各選抜方法の状況

			R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平　均
総合型選抜	募集人員							#DIV/0!
	延べ人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	実人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	入学者数							#DIV/0!
学校推薦型選抜	募集人員		35人	35人	35人	35人	35人	35人
	延べ人数	志願者数	95人	114人	123人	134人	138人	121人
		受験者数	95人	114人	123人	133人	137人	120人
		合格者数	35人	35人	35人	35人	35人	35人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	95人	114人	123人	134人	138人	121人
		受験者数	95人	114人	123人	133人	137人	120人
		合格者数	35人	35人	35人	35人	35人	35人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数		35人	35人	35人	35人	35人	35人
一般選抜	募集人員		60人	60人	60人	60人	60人	60人
	延べ人数	志願者数	250人	405人	219人	268人	389人	306人
		受験者数	207人	210人	194人	229人	223人	213人
		合格者数	60人	62人	62人	61人	61人	61人
		うち追加合格者数	0人	2人	2人	1人	1人	1人
		辞退者数	0人	2人	2人	1人	1人	1人
	実人数	志願者数	250人	405人	219人	268人	389人	306人
		受験者数	207人	210人	194人	229人	223人	213人
		合格者数	60人	62人	62人	61人	61人	61人
		うち追加合格者数	0人	2人	2人	1人	1人	1人
		辞退者数	0人	2人	2人	1人	1人	1人
	入学者数		60人	60人	60人	60人	60人	60人
共通テスト利用入試	募集人員							#DIV/0!
	延べ人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	実人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	入学者数							#DIV/0!
その他の特別選抜	募集人員							#DIV/0!
	延べ人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	実人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	入学者数							#DIV/0!
合計	募集人員		95人	95人	95人	95人	95人	95人
	延べ人数	志願者数	345人	519人	342人	402人	527人	427人
		受験者数	302人	324人	317人	362人	360人	333人
		合格者数	95人	97人	97人	96人	96人	96人
		うち追加合格者数	0人	2人	2人	1人	1人	1人
		辞退者数	0人	2人	2人	1人	1人	1人
	実人数	志願者数	345人	519人	342人	402人	527人	427人
		受験者数	302人	324人	317人	362人	360人	333人
		合格者数	95人	97人	97人	96人	96人	96人
		うち追加合格者数	0人	2人	2人	1人	1人	1人
		辞退者数	0人	2人	2人	1人	1人	1人
	入学者数		95人	95人	95人	95人	95人	95人

２．入学定員充足率

	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平　均
入学定員	95人	95人	95人	95人	95人	95人
入学定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
歩留率	1.00	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99

（備考）
令和４年度の一般選抜の受験者数は２段階選抜実施後の数。

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙３

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：滋賀医科大学医学部医学科、高校訪問

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	290人	232人	①取組概要：滋賀県下、京都府下の高校を訪問し、本学医学部の特徴や入試制度を伝える取組。 参加者総数：高校訪問に参加した医学科志望の高校生数。 受験対象者数：上記のうち、高校3年生の数。 受験者数：高校訪問に訪れた高校からの受験者数（一般＋推薦を合計した数なので、同一の受験者を重複して数えている場合がある） 入学者数：高校訪問で訪れた高校からの入学者数
うち受験対象者数(b)	92人	91人	
うち受験者数(c)	100人	114人	
うち入学者数(d)	31人	27人	
（受験率 c/b）	108.7%	125.3%	
（入学率 d/b）	33.7%	29.7%	

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　　員　　名　　簿

学　長　又　は　校　長　の　氏　名　等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現　職 （就任年月）
1	学長	ﾄｵﾔﾏ ｲｸｵ 遠山　育夫 ＜令和8年4月＞		医学博士		滋賀医科大学　学長 （令和8年4月～令和14年3月）